

旧東京市枝川町住宅に関する調査研究

The study on Edagawa-Apartment in Tokyo.

○加藤千尋¹, 畔柳昭雄², 菅原遼³Chihiro Kato¹, Kuroyanagi Akio², Sugahara Ryo³

Edagawa-Apartment was built by Tokyo city in 1941. It was built in order to remove the barracks of squatters, and accommodate barracks residents of Korean laborers. In this paper, that clarify the built history and project detail of Edagawa-Apartment.

1. はじめに

今日、都市の臨海部は快適空間として認識を深めている。しかし、近代において臨海部周辺は社会的に負の空間として捉えられ、一般的な認識においても低位な場所とされた。こうした中、旧東京市深川区内の埋立地において低所得者層向けの住宅事業が 1940 年頃より東京市の手で行われ、枝川町住宅が建設された。この事業は従来までの市営住宅事業とは異なる枠組みで計画された。本稿では事業内容ならびにその特異性を明らかにするものである。

2. 敷地概要

枝川町住宅は東京市によって建設された住宅と、寄付により編入された住宅で構成されている。前者は深川区（現、江東区）枝川 1 丁目 9 番地に位置し、敷地面積は 3698 坪である。この地は枝川改修工事として 1928 年に、宅地利用を目的に造成された埋立地である。造成後は市有地となったが、枝川町住宅が建設されるまで長らくの間、深川塵芥処理工場などが立地するほかは空地となっていた。後者も隣接する市有埋立地の深川区浜園町（現、塩浜 1 丁目）1 番地に位置した。

3. 建設目的

東京市社会局が 1939 年にまとめた『半島出身労働者集団地区調査』によれば、市内の朝鮮人労働者集住地区は概して不良住宅地区に属すとされ、特に深川区と芝区内の 5 ヶ所は市有埋立地の無断占有状態であった。これらを構成する住宅は「悲惨な状態」の「掘立小屋、バラック等の陋屋」であり、地区内の居住者を収容すべく両区内に簡易住宅を 384 戸建設すると述べられている。また、同年作成された『東京市営住宅使用条例』の改正案には、その説明として先述の内容とともに、低廉な住宅の供給によって居住の安定を図り、内鮮融和の実を挙げるとしている。従って、枝川町住宅の建

設目的は、①市有埋立地の無断建設バラックの撤去 ②バラック居住者の朝鮮人労働者の収容 ③バラック居住者の生活水準向上 ④皇民化の推進と考えられる。

4. 建設背景

収容対象であった朝鮮人労働者は、1920 年頃より全国的に増加し始め、その多くは都市下層に定着した。この頃の東京は関東大震災に起因する都市下層を中心とした住宅難で、同時期に流入した朝鮮人労働者はこの煽りを直接受け、さらには朝鮮人労働者への貸家拒否や収入の低さも相まって、住宅難が収束傾向を見せても依然住居を得ることは難しかった。ゆえに、市有埋立地に無断で朝鮮人労働者によるバラックが形成されたものと考えられる。

枝川町住宅が計画された 1938 年頃の東京市は、慢性的な住宅供給量不足と住宅ストックの消化によって、再び深刻な住宅難を引き起こしていた。こうした世相の中で朝鮮人労働者が新たな住居を得ることは困難を極め、市有埋立地無断占有となっていた 5 ヶ所の朝鮮人労働者集住地区は、無断占有と立退きが幾度も繰り返された後に形成されたものである。従って、枝川町住宅建設はバラック居住者に移住先を提供し、この市有埋立地無断占有問題を決定的かつ円滑に解決するための措置であったものとみられる。

5. 建設過程

枝川町住宅は、深川簡易住宅新築工事として 1940 年 9 月より約 7 ヶ月の工期で建設され、170 戸の簡易住宅が造られた。翌 1941 年 4 月からは増築工事がなされ、約 4 ヶ月で 60 戸が建設された。以上 230 戸の住宅は工期内の 1941 年 7 月 1 日より供用開始となった。以上の住宅配置図を Figure1 に示す。また、同年 10 月には隣接する浜園町に 36 戸、さらに 1942 年 11 月には 6 戸の簡易住宅が増設された。1942 年増設分は、枝川町住

1 : 日大理工・学部・海建, CST, Nihon-U. 2 : 日大理工・教員・海建, Prof, CST, Nihon-U. Dr. Eng.

3 : 日大理工・教員・海建, Assistant Prof, CST, Nihon-U. M. Eng.

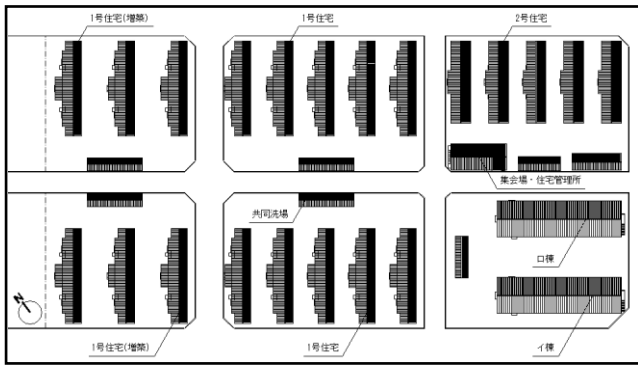


Figure1. Site plan.

宅建設に伴う一帯の埋立地整理事業で、撤去を命じられた住宅が所有者によって東京市に寄付され、枝川町住宅に編入された。

以上 272 戸の簡易住宅で枝川町住宅は構成された。住宅の詳細は Table1 に示した。当初の計画では芝区と深川区に 384 戸の簡易住宅を建設する予定であったが、実際に行われたのは深川区のみであった。市有埋立地無断占用となっていた朝鮮人労働者集住地区の居住世帯数は、深川区 163 世帯、芝区 131 世帯となっており、前者は新築工事で建設された戸数に相当し、後者も増設された戸数に近いものである。従って、枝川町住宅の建設に前後して、芝区内での簡易住宅建設計画が白紙となり、簡易住宅を増設した枝川町住宅に両区の収容対象者を集約する計画変更がなされたものと考えられる。

6. 東京市住宅事業における枝川町住宅

東京市の住宅事業は 1911 年に公設長屋を建設したのが嚆矢とされるが、本格化するのは市営住宅事業が始まった 1921 年以降である。この市営住宅事業で市内 8 ヶ所に市営住宅が建設されるが、市内における空家の増加を理由として 1930 年に一時事業中止が決定する。その後、住宅難が緊迫化した 1938 年と 1939 年に労務者住宅を建設している。1941 年に供用が始まった枝川町住宅は、労務者住宅とともに「東京市営住宅使

用条例」が適用された。東京市は、労務者住宅や簡易住宅に独自の条例を制定する必要があるとしながらも繁文縟礼となるため、両住宅の条項を追加した市営住宅使用条例をもって対応することとした。ここから、一連の枝川町住宅の建設・供用事業は東京市による従来の市営住宅事業や労務者住宅事業とは全く異なるものであることがわかる。

7. 簡易住宅考察

東京市による簡易住宅の建設事例は枝川町住宅のみであるが、この簡易住宅はどのような性質が付与された住宅であるかは明らかにされていない。枝川町住宅建設以前の東京市内において、他組織により簡易住宅が建設された事例は同潤会によるものがあり、1924 年から 1925 年にかけて市内 7 ヶ所に 2160 戸建設した。建設目的は関東大震災を経て市内各地に形成されていた罹災者の集団バラックを撤去し、居住者を収容するというものであった。背景には住宅供給が罹災者需要に全く追いついていなかったことがあり、簡易住宅はバラックから一般住宅に移住するまでの中間居住施設と位置付けられていた。これは枝川町住宅の建設目的や背景と概ね一致し、枝川町住宅の簡易住宅もバラックから一般住宅へ入居するまでの“つなぎの施設”として建設されたものとみられる。

8. むすびに

以上、枝川町住宅の事業内容とその背景、ならびに東京市が過去に建設した住宅との関係、建設された住宅に与えられた役割を明らかにした。

9. 参考文献

高柳俊男：「東京・枝川町の朝鮮人簡易住宅建設をめぐる一考察」、東京のコリアン・タウン—枝川物語、pp300-321, 2004

Table 1. Apartment type.

住棟名	棟数	入居対象	住宅形態	階数	1 戸の畳数	1 棟における戸数	居室設備	居室面採光面	共同設備
1 号住宅	16 棟	世帯	木造 2 階 共同住宅	1 階	6 畳	6 戸	押入	南東	台所、便所
				2 階	4.5 畳	4 戸	押入	南東	—
2 号住宅	5 棟	世帯	木造平屋 共同住宅	1 階	6 畳	6 戸	押入	南東	台所、便所
イ・ロ棟	各 1 棟	世帯、単身者	木造 2 階 中廊下式 共同住宅	1 階	10 畳	9 戸	押入、台所	北東か南西	便所
				2 階	10 畳	10 戸	押入、台所	北東か南西	—
					12 畳 ※単身者 8 名共同居住	1 戸	押入、台所	北東、北西	—
甲・乙棟	各 1 棟	世帯	木造平屋	1 階	4.5 畳	18 戸	不明	不明	不明
丙棟	1 棟	世帯	木造平屋	1 階	6 畳	5 戸	不明	不明	不明
					16.5 畳	1 戸	不明	不明	不明